

別紙

○農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 農山漁村地域整備交付金の対象</p> <p>1 交付対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付対象事業は、次に掲げる事業とし、その具体的な内容については、農林水産省農村振興局長、畜産局長、林野庁長官及び水産庁長官（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。</p> <p>① 基幹事業</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 盛土緊急対策事業</p> <p><u>(ア) 盛土による災害防止のための調査事業</u></p> <p><u>(イ) 盛土緊急対策事業</u></p> <p>② (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 3～第 9 (略)</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 農山漁村地域整備交付金の対象</p> <p>1 交付対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付対象事業は、次に掲げる事業とし、その具体的な内容については、農林水産省農村振興局長、畜産局長、林野庁長官及び水産庁長官（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。</p> <p>① 基幹事業</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 盛土緊急対策事業</p> <p><u>(ア) 盛土緊急対策事業</u></p> <p><u>(イ) 盛土緊急対策事業</u></p> <p>② (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 3～第 9 (略)</p>

改 正 後	現 行																																								
別紙 費用対効果を記載する基幹事業 (略)	別紙 費用対効果を記載する基幹事業 (略)																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">基幹事業名</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">農業農村基盤整備事業 (略)</td> </tr> <tr> <td>森林基盤整備事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 森林整備事業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> 治山事業</td> <td>1. (略) 2. 機能強化・老朽化対策を除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水産基盤整備事業 (略)</td> </tr> <tr> <td>海岸保全施設整備事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 海岸保全施設整備事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・海岸保全施設整備事業</td> <td>(削る。)</td> </tr> <tr> <td> ・海岸環境整備事業</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	基幹事業名	備考	農業農村基盤整備事業 (略)		森林基盤整備事業		森林整備事業	(略)	治山事業	1. (略) 2. 機能強化・老朽化対策を除く。	水産基盤整備事業 (略)		海岸保全施設整備事業		海岸保全施設整備事業		・海岸保全施設整備事業	(削る。)	・海岸環境整備事業	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">基幹事業名</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">農業農村基盤整備事業 (略)</td> </tr> <tr> <td>森林基盤整備事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 森林整備事業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> 治山事業</td> <td>1. (略) 2. 機能強化・老朽化対策のうち、<u>既存施設の老朽化対策</u>を除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水産基盤整備事業 (略)</td> </tr> <tr> <td>海岸保全施設整備事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 海岸保全施設整備事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・海岸保全施設整備事業</td> <td><u>海岸堤防等老朽化対策を除く。</u></td> </tr> <tr> <td> ・海岸環境整備事業</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	基幹事業名	備考	農業農村基盤整備事業 (略)		森林基盤整備事業		森林整備事業	(略)	治山事業	1. (略) 2. 機能強化・老朽化対策のうち、 <u>既存施設の老朽化対策</u> を除く。	水産基盤整備事業 (略)		海岸保全施設整備事業		海岸保全施設整備事業		・海岸保全施設整備事業	<u>海岸堤防等老朽化対策を除く。</u>	・海岸環境整備事業	(略)
基幹事業名	備考																																								
農業農村基盤整備事業 (略)																																									
森林基盤整備事業																																									
森林整備事業	(略)																																								
治山事業	1. (略) 2. 機能強化・老朽化対策を除く。																																								
水産基盤整備事業 (略)																																									
海岸保全施設整備事業																																									
海岸保全施設整備事業																																									
・海岸保全施設整備事業	(削る。)																																								
・海岸環境整備事業	(略)																																								
基幹事業名	備考																																								
農業農村基盤整備事業 (略)																																									
森林基盤整備事業																																									
森林整備事業	(略)																																								
治山事業	1. (略) 2. 機能強化・老朽化対策のうち、 <u>既存施設の老朽化対策</u> を除く。																																								
水産基盤整備事業 (略)																																									
海岸保全施設整備事業																																									
海岸保全施設整備事業																																									
・海岸保全施設整備事業	<u>海岸堤防等老朽化対策を除く。</u>																																								
・海岸環境整備事業	(略)																																								

附 則
この通知は、令和4年4月1日から施行する。